

70-11

昭和五年六月五日

昭和五年六月五日

申告書の

入籍番號	等級	氏名
本籍地	一等	
現任所	同	
所属部隊	佐々木等府省大特別隊戦隊	

備考

一本調書は死没者の身上関係一切を處理するものより、
慎重に且詳細に記入し下す。
二他人多聞と承知した事項は其の旨末尾の餘白に記
入し下す。

昭和五年七月一日

死亡年月日 昭和二十一年八月二十日
 時刻及場所 昭和三十二年八月二十日午前十一時
 三ノブチン島がセル平島
 トバダ海軍病院
 右申付ス

昭和二十一年 八月二十日

本籍	現住所	所属部隊	氏名	官階級	入籍番號
	△△△	△△△南東方面維持司令部		二等兵曹	

備考

一 本調習ハ部隊長又ハ勤務取扱等與地方復員局人等部長宛通報スベキ
 責任者ニ於テ知得シアラズ 認ムルモノミニ付記載ス
 二 吳鎮在籍ノ時務士官補士官、下士官兵ニ付記載ス
 三 同縣人ハ勿論他府縣出身者ニ於テ亦記載ス
 四 知得シアル範圍ニ於テ出来得ル限リ詳細ニ記載ス
 五 他人ヨリ聞中ヲ承知シタル事項ハ各該管欄ニ相手方ヲ記載ス

639-10

鹿児島縣 第一根拠地隊司令部

本 部 地 所 在 所 同 右

所 属 部 隊 第一根拠地隊司令部

入 部 () 年 月

土 曹

加 藤

有 名

加 藤 有 名 係 該 地 隊 主 要 部 隊

昭和 十 年 十 月 十 日

マ ン ン

加 藤 有 名 係 該 地 隊 主 要 部 隊

死
亡

右の通り要知してゐます。めり申言致します。

辛巳年 九月二日

入告
看

一
氏名 印

本
卷
上

三
三
三

所遇探味

陸大猷

25

「本日は、お花火の女上郎と一切を断つものであらう。重荷

此に記入して下さ

7/16
27
28
29
30

香林別紙

版
片
（片）
龍
通
用
鐵
器
可
以
作

元
發
福
興
吉

41-2

1842

(2)

籍地

新編

年
月

子
魚

月 日

卷之五

務。經手

十
五
五

佐在任第二海峽
橫須賀句氣軒

種現役志願

二兵費
下氏
公名

橫須賀港

昭和三十八年八月廿五日
上野
トヲツク
島

遠所
至極
通而
自
腹
足
常
自
己

一審庭手
還る万全の策を
とる

昭和十八年十二月五日

此書有卷一、卷二、卷三、卷四、卷五、卷六、卷七、卷八、卷九、卷十、卷十一、卷十二、卷十三、卷十四、卷十五、卷十六、卷十七、卷十八、卷十九、卷二十、卷二十一、卷二十二、卷二十三、卷二十四、卷二十五、卷二十六、卷二十七、卷二十八、卷二十九、卷三十、卷三十一、卷三十二、卷三十三、卷三十四、卷三十五、卷三十六、卷三十七、卷三十八、卷三十九、卷四十、卷四十一、卷四十二、卷四十三、卷四十四、卷四十五、卷四十六、卷四十七、卷四十八、卷四十九、卷五十、卷五十一、卷五十二、卷五十三、卷五十四、卷五十五、卷五十六、卷五十七、卷五十八、卷五十九、卷六十、卷六十一、卷六十二、卷六十三、卷六十四、卷六十五、卷六十六、卷六十七、卷六十八、卷六十九、卷七十、卷七十一、卷七十二、卷七十三、卷七十四、卷七十五、卷七十六、卷七十七、卷七十八、卷七十九、卷八十、卷八十一、卷八十二、卷八十三、卷八十四、卷八十五、卷八十六、卷八十七、卷八十八、卷八十九、卷九十、卷九十一、卷九十二、卷九十三、卷九十四、卷九十五、卷九十六、卷九十七、卷九十八、卷九十九、卷一百。

訂定卷中，要緊經傳

[illegible]

謝和子奉令
一〇三九
死
坐
戰
死

唯力試境 情熱 子孫力強 母不執 國 是 是 是

明弘治十一年二月二十五日

此

同

卷之六 雜錄

新編

① 調査が完了した 通知があつたか ② 其の他のところ から何か通知が あつたか (右通知した人 の住所氏名)	昭和二十一年八月一 日又は其の後に未復 員届を出したか 出してなければその 理由	家族渡受領の情况及 取扱経理部	其の他究明上参考と なるべき事項	世話課(科) 資料及所見	佐人資料 備考
		22. 5 送度 佐人係経理部			21. 2. 25 戦病死 ブリン根
後 本 人 の 消 息		本人の消息をよく 知つてゐると思は れる者の住所氏名 其の他究明上参考 となるべき事項		行逃 年 月 日 因 不 故 場 明 生 の 者 推 定 ばら 等 ばら 等	
作 業 月 日 年 収 容 場 収 容 場 等 推 定		23. 5 月 1 日 戦死		2063	

52-10

[illegible]

光緒二十二年五月十五日

一 本朝文獻公...
 二 通雅...
 三 吳郡...
 四 周...
 五 足...
 六 天...

吳市吳地有難直西人事却之

東坡先生集

27

5-802

戦没公報

十四、十九

九月十九日

一戦没者 官職氏名

海軍 廣上等兵曹

戦死年月日及場所
戦死の状況

昭和二十一年三月十八日、八ヶ岳山南特集園病院
昭和二十一年十一月十六日、八ヶ岳山南特集園病院
昭和二十一年十一月十八日、八ヶ岳山南特集園病院
昭和二十一年十一月十八日、八ヶ岳山南特集園病院
昭和二十一年十一月十八日、八ヶ岳山南特集園病院

昭和二十一年

昭和二十一年十一月十八日、八ヶ岳山南特集園病院
昭和二十一年十一月十八日、八ヶ岳山南特集園病院
昭和二十一年十一月十八日、八ヶ岳山南特集園病院
昭和二十一年十一月十八日、八ヶ岳山南特集園病院
昭和二十一年十一月十八日、八ヶ岳山南特集園病院

本籍地

遺族現住所

遺族続柄

二、申告者 本籍地

同右

妻

昭和二十一年十一月十八日、八ヶ岳山南特集園病院
昭和二十一年十一月十八日、八ヶ岳山南特集園病院
昭和二十一年十一月十八日、八ヶ岳山南特集園病院
昭和二十一年十一月十八日、八ヶ岳山南特集園病院
昭和二十一年十一月十八日、八ヶ岳山南特集園病院



現任所

官職氏名

同右

陸軍少佐

并為陸軍少佐名

南洋派遣之六之五三集國之周子平康

(終)

貴殿は左記
御承知の由
所存致し
上意を
記

右 訓 書

B 班

新隊

理役

科

年三月二十日 宛書

年六月廿日 宛書

高内地 隊員

鏡二番

年三月十五日 宛書

二ツリヤ

用九 延 延 下 又 又 又 又 又

昭和二十一年六月二十日

吳地方後方局 司令部

南東班

殿

貴殿は左記の者の死没状況を就て
中承知り由家族より通知ありき
中承知り由別紙に記す者調査に記入
中承知り由別紙に記す者調査に記入

二 如

本署

學地方官員人事部

現況不明者消屈訓警（昭和〇〇年〇月〇日）

[illegible]

死後諸調書

水着也

現在

所屬部隊

南米方面駐隊司令部

備用

官等次

船員

生年

軍屬

籍貫

船員

昭和八年四月二十八日

昭和八年四月二十八日

昭和八年六月三十日

昭和八年六月三十日

昭和八年八月十日

昭和八年八月十日

昭和八年八月十日

昭和八年八月十日

昭和八年八月十日

昭和八年八月十日

昭和八年八月十日

昭和八年八月十日

昭和八年八月十日

昭和八年八月十日

昭和八年八月十日